

証券コードの英文字組入れに係る「具体的な設定方法」の決定について

平成 22 年 3 月 26 日

証券コード協議会

証券コード協議会は、平成 21 年 4 月、証券コードの将来対応として、一般事業会社等に付番する固有名コード（「1300」～「9999」までの数字 4 けた）が枯渇した後の基本方針を決定・公表しました。

その後、英文字組入れの具体的な取扱いに関してパブリックコメントを実施して参りましたが、このたび、以下のとおり「具体的な設定方法」として決定しましたので、お知らせいたします。

< 英文字組入れに係る「具体的な設定方法」 >

英文字組入れに伴う株式固有名コード及び予備コードの具体的な設定方法は、次のとおりとなります。

1. 使用する文字属性は、英大文字とします。
2. 英文字の使用範囲は、「A」から「Z」のうち、「B」、「I」、「O」、「Q」、「V」、「Z」を除く 20 文字とします。
3. 固有名コードの設定にあたり、先頭から 3 けた目は英文字を割り当てないこととし、また、先頭 1 けた目についても証券コード協議会が別途決定するまでの間は、英文字を割り当てないこととします。

(注) 英大文字の割当ては、数字のみの固有名コード枠を全て割り当てた後に開始します。

今回の設定方法の決定を受け、「株式及び公社債銘柄コードの設定、変更及び削除に関する取扱い要領」及び「株券オプション取引識別コード仕様」について、関連規定の改正を実施しました。

(詳細は「http://www.tse.or.jp/sicc/code/cd_rule.html」を参照)

本件は、直ちに固有名コードに英大文字を組み入れるものではありませんが、証券コードをご利用の皆様におかれましては、今後、英文字対応に向けたシステム改修等、所要のご対応をお願いすることになりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、設定可能な残コード数は、当ホームページ（<http://www.tse.or.jp/sicc/>）にて定期的に更新いたしますので、ご参照ください。

< お問合せ先 >

証券コード協議会事務局 株式会社東京証券取引所 情報サービス部

電話 03-3666-0141 (代表) E-mail : sicc@tse.or.jp

(注)「証券コード」は、株式会社東京証券取引所の登録商標です。